# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

#### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四万十町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

高知県四万十町長

#### 公表日

令和5年8月8日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

_ 1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民年金に関する事務					
	・国民年金法に基づく法定受託事務(国民年金にかかる資格・給付等各種申請、保険料免除・学生納付 特例等の申請及び裁定請求の受理・事実の審査・報告 等)					
②事務の概要	<ul><li>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</li><li>①国民年金被保険者の資格得喪等の届出事務</li><li>②保険料免除・納付猶予等申請の受付事務</li><li>③裁定請求事務</li></ul>					
	・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報 提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を 用いて行う。					
③システムの名称	国民年金システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、社会保障オンラインシステム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
国民年金情報ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 31の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第5号) 第24の2条					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10、48、50、106、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第7号) 第9条、第26の3条、第26の4条、第53条、第59条の2の3					
	【情報照会】 ・なし					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	町民課					
②所属長の役職名	町民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3111					
8. 特定個人情報ファイルの						
連絡先	町民課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3117					

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年8月8日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和5年8月8日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果 Lきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[ 基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除ぐ	⟨。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[ 〇 ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接	続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓	<b>外</b>						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I -1-③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、 収納・口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、 収納・口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及 び国保情報集約システム	事前	
平成29年6月15日	I -5-①部署	町民環境課	町民課	事後	
平成29年6月15日	I -5-2所属長	町民環境課長 植村 有三	町民課長 細川 理香	事後	
平成29年6月15日	I -8 連絡先	健康福祉課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16 番17号 電話番号0880-22-3117	町民課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16 番17号 電話番号0880-22-3117	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年6月15日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
令和1年6月28日	(旧項目名) I -5-②所属長 (新項目名) I -5-②所属長 の役職名	町民課長 細川 理香	町民課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式変更
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「Ⅳ リスク対策」に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針 の変更に伴う様式の追加
令和2年4月3日	I -1-③ システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム	国民年金システム、中間サーバー、団体内統合 宛名システム、社会保障オンラインシステム	事後	見直しによる修正
令和2年4月3日	I -4-① 実施の有無	実施しない	実施する	事後	見直しによる修正
令和2年4月3日	I -4-② 法令上の根拠	_	番号法第19条第7項、別表第二の48、50、107、 117	事後	見直しによる修正
令和2年4月3日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年4月1日	事後	見直しによる修正
令和2年4月3日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年4月1日	事後	見直しによる修正
令和2年4月3日	IV −6 情報提供ネットワーク システムとの接続	[〇]接続しない(提供)	[ ]接続しない(提供)	事後	情報連携一部運用開始(日本 年金機構から地方公共団体 等への情報照会)に伴う変更
令和3年8月11日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正
令和3年8月11日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月11日	Ⅱ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 31の項	・番号法第9条第1項 別表第一 31の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年第5号) 第24の2条	事後	法改正に伴う項番変更
令和3年8月11日	Ⅱ −4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二の48、50、107、 117	【情報提供】 ・番号法第19条第7項 別表第二 10、48、50、111、112、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第7号) 第9条、第26の3条、第26の4条、第56条、第57条、第59の2の3条	事後	法改正に伴う項番変更
令和5年8月8日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和3年8月11日	令和5年8月8日	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和3年8月11日	令和5年8月8日	事後	見直しによる修正
令和5年8月8日	I -4-② 法令上の根拠	<ul> <li>・番号法第19条第7項 別表第二 10、48、50、111、112、117の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第7号) 第9条、第26の3</li> </ul>	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二 10、48、50、106、117の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第7号) 第9条、第26の3条、第26の4条、第53条、第59条の2の3 【情報照会】・なし	事後	法改正に伴う項番追加